

令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業（県産品販路開拓支援・香港） 業務委託仕様書

1 事業目的（概要）

経済のグローバル化が進展し、国内市場の縮小が予想される中で、海外の旺盛な需要を県内に取り込むことは極めて重要である。

当該事業は、2003年から2023年まで日本酒の輸出先としてトップ3以内に位置している香港において、日本酒をはじめとした酒類にフォーカスしたビジネスマッチング、プロモーション及び営業活動を行うことにより、本県中小企業等による酒類の販路開拓に資することを目的とする。

2 事業内容及び事業実施方法

（1）協議会及び支援対象事業者との総合調整

受託者は、当該事業により香港での販路開拓を支援する県内中小企業等（以下「支援対象事業者」という。）の当該地域における状況を踏まえ、いばらきグローバルビジネス推進協議会（以下「協議会」という。）事務局及び支援対象事業者あてに、事業説明、輸出に伴う諸手続等に係る情報提供、商品サンプルの預かり、販路開拓に係る提案等、総合調整を実施するものとする。

（2）支援対象事業者選定に向けた情報提供等

受託者は、協議会が当該事業により支援対象事業者を選定するため、国内における業績が堅調かつ香港での販路開拓に向けた高いポテンシャルと意欲を有し、現地での商流形成が期待できる企業を提案するものとする。

なお、支援対象事業者は（5）及び（6）について、それぞれ提案するものとし、提案内容に基づいてそれぞれ選定するものとする。

（3）販路開拓に向けた商品の分析等

受託者は、支援対象事業者を選定するため、支援対象事業者公募の段階から現地輸入商社や小売店、レストランのバイヤー等（以下「バイヤー等」という。）による支援対象事業者の商品への意見・ニーズを調査するものとする。

なお、受託者は支援対象事業者以外の協議会会員企業の商品（具体的には IBARAKI EXPORTS 掲載商品※）についても情報を収集したうえで、バイヤー等のニーズに応えられるよう努めるものとする。

※いばらきグローバルビジネス推進協議会による、会員企業の輸出向け商品等を紹介するポータルサイト (<https://exports.pref.ibaraki.jp/>)

（4）商品サンプルの輸送及び保管等

受託者は、支援対象事業者の商品等（以下「支援商品等」という。）について、支援対象事業者と個別に調整し、サンプル等を預かり、商品の品質及び鮮度等が保たれるように香港現地に輸送し、倉庫において保管のうえ、コーディネーターの営業活動の用途に供するものとする。

なお、受託者は、支援商品等のサンプル輸送にあたって、貿易手続に要する必要書類（衛生証

明書、原産地証明書、放射性物質検査証明書、インボイス、パッキングリスト等)を確保するほか、支援対象事業者が貿易手続に要する必要書類の申請等を支援するものとする。

(5) 現地ディストリビューター等と連携した通年での営業活動

ア ディストリビューター候補等のリストアップ・選定

受託者は、支援対象事業者の商品について新規商流構築を期待できる、酒類を取り扱う現地ディストリビューター等候補のリストアップを行い、協議会に対し当該ディストリビューター等候補の情報提供を行うものとし、当該情報等に基づいて本事業で連携するディストリビューター等を1者以上選定するものとする。

イ 通年での営業活動及びビジネスマッチング

受託者はアで選定したディストリビューター等を通じて、通年でバイヤー等への継続的な営業活動及び支援対象事業者とのビジネスマッチングを実施するものとする。

ウ 工芸品等を活用したPR

受託者は、茨城県(以下、「県」という。)、協議会等から笠間焼をはじめとする県産工芸品の提供を受けた場合、協議会と協議のうえ、当該製品を現地に輸送し、イにおける営業活動等において支援商品等と組み合わせたPRを行うものとする。

エ その他

受託者は、アで選定したディストリビューター等による営業活動状況(商談件数、商談成約件数、商談成約金額等)を管理及び整理し、3(2)で実施する報告会で報告するとともに、必要に応じて協議会と協議のうえ、ディストリビューター等との面談を設定するものとする。

(6) 茨城県へのバイヤー招へい及び商談機会創出

ア 茨城県内酒蔵等を訪問する商談会ツアーの企画及び運営

受託者は、支援対象事業者の新規商流構築及び既存商流拡大のため、酒類を取り扱うバイヤー等を茨城県へ招へいし、支援対象事業者とバイヤー等が直接商談できる3泊4日程度のツアーを企画・運営する。

なお、必要に応じて、商談会ツアー最終日には支援対象事業者とバイヤー等が一堂に会した形式での商談会を実施するものとする。

イ 招へいバイヤーのリストアップ・選定

受託者は、大型取引又は継続的取引が期待できるバイヤー等候補のリストアップを行い、協議会に対し当該バイヤー等候補の情報提供を行うものとし、当該情報等に基づいて招へいバイヤーとして5者程度選定するものとする。

ウ 航空券・ホテル・通訳者・移動手段の手配等

受託者は、商談会ツアーに係る必要十分な航空券、ホテル、通訳者、移動手段等を手配するものとする。

(7) IBARAKI EXPORTS 活用提案

受託者は、(5)で配置したディストリビューター等を通じて、営業活動先又はビジネスマッ

チング先であるバイヤー等に対し、IBARAKI EXPORTS を周知のうえ、当該ホームページへのアクセス及び活用を提案するものとする。

(8) 海外派遣職員及び県事業等との連携

受託者は、当該事業の実施にあたって、県が海外に派遣している職員との連携を図り、現地での業務にあたるものとする。

また、県及び協議会が実施した過年度における海外展開支援事業について、本県中小企業とバイヤー等による商談等のフォローアップを行うほか、令和6年度に県及び協議会が実施する海外展開支援事業について、日本貿易振興機構（ジェトロ）やいばらき中小企業グローバル推進機構等関係機関と調整のうえ、連携を図るものとする。

(9) 出張者のアテンド等

受託者は、県、協議会及び関係機関の海外展開支援事業の担当者等が香港に出張する際のアテンド、通訳手配等を行うものとするほか、協議会が指定する資料について、広東語訳及び英語訳の翻訳対応を行うものとする。

3 その他

(1) 事業目標の設定

受託者は、当該事業の実施に伴う商談件数、商談成約件数及び商談成約金額について、目標を設定のうえ、(2) の会議において、進捗、実績及び今後の対応方針を報告する。

(2) 活動報告書の提出等

受託者は、毎月、活動報告書の提出及び会議（ウェブ会議システムの活用を含む。）の開催により、協議会に事業の進捗を報告するものとする。

(3) 次年度以降の戦略提案

受託者は、次年度以降の当該事業の実施に関して、効果的な体制の検討及び関連イベントに係る情報収集並びに当該イベント活用による効果分析を実施のうえ、今後の本県中小企業等による県産品の販路開拓に向けた戦略を提案するものとする。

(4) 委託料の支払い

受託者は、(1) において設定した商談成約目標金額について、委託契約期間中における当該目標金額の達成割合に応じて、仕様書で定める役務や事務に要する経費（以下「基準委託料」という。）に加えて、委託料全体が契約額を超えない範囲で成功報酬を請求できるものとする。

成功報酬は、商談成約目標金額の達成率（75%以上）に応じて、一般管理費を除いた基準委託料の10%を上限とした額とする。

達成率	成功報酬額
75%未満	なし
75%以上～100%未満	基準委託料（一般管理費除く）の10%に達成率を乗じた額
100%以上	基準委託料（一般管理費除く）の10%

（5）新型コロナウイルス等の影響による事業内容の見直し

受託者は、新型コロナウイルスをはじめとする世界的な社会情勢の影響により、当該事業の内容について見直しが必要となった場合、当該事業を実施した場合と同等の効果が期待できる代替案を協議会に提案のうえ、調整するものとする。また、上記で定める各業務が実施できない場合、協議会と調整のうえ、該当する業務を中止するものとする。

使用可能な経費等

費 目		内 容
基準委託料	人件費	①事業に要する人員確保に伴う給料及び各種手当等 ②その他事業に要する人員確保に伴う経費
	報償費	事業に要する報償費
	旅費	事業に要する旅費
	事務費	①事業に要する書類作成費 ②事業に要する会議費 ③事業に要する通信運搬費 ④事業に要する消耗品費 ⑤事業に要する光熱水費 ⑥事業に要する公租公課 ⑦事業に要する検査費用 ⑧その他事業に要する事務的経費及び雑費
	使用料及び賃借料	事業に要する会場等の使用料及び賃借料
	委託費	事業に要する再委託を実施するための費用
	一般管理費	(人件費＋報償費＋旅費＋事務費＋使用料及び賃借料＋委託費) ×10%以内
	その他	事業目標の達成割合に応じた成功報酬 ：基準委託料（一般管理費除く）×10%以内
消費税	(基準委託料＋その他) ×10%	